

小布施町中学生地域クラブ会費規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、小布施町中学生地域クラブ規約（以下、「規約」という。）第5条及び第6条に規定する会費等に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 会費等

(会費等の額)

第2条 規約第5条に規定する入会金及び会費の額は次のとおりとし、入会金については、毎年度支払うものとする。

(1) 入会金 年額1,200円

(2) 会費 町内在住者：月額1,000円 町外在住者：月額1,500円

(納付期限)

第3条 規約第5条に規定する入会金及び会費の納付期限は次のとおりとする。ただし、小布施町教育長が認めた場合については、この限りではない。

(1) 入会金 入会月の月末

(2) 会費 毎月末

(附則)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。